

海上保安庁

項目	平成20年度の目標（概要）
海上における治安の確保	<ul style="list-style-type: none">改正SOLAS条約対応等のテロへの対応及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、 情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進する組織等の整備。 速力、捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備。 国内外の関係機関との間において、情報交換、合同訓練等を実施し、連携の強化を図る。
海難の救助	<ul style="list-style-type: none">海難及び船舶からの海中転落について、「118番」の周知・定着、位置表示機能付携帯電話携行の奨励等により、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を22年までに80%以上となることを目指す。巡視艇の複数クルー制の拡充、機動救難体制の強化など沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。
海上交通の安全確保	<ul style="list-style-type: none">海難防止講習会の実施や航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。
海象の観測等	<ul style="list-style-type: none">我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、地殻構造探査を大東島周辺海域で実施。地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測するため、特にその発生の可能性の高いプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について調査。